

八千代町立学校給食センター
調理・配送業務委託
プロポーザル実施要領

令和7年10月
八千代町 教育委員会

1. 趣旨

この要領は、八千代町立学校給食センターの調理・配送業務を、民間事業者へ委託するにあたり、公募型プロポーザル（企画提案）方式による民間事業者の募集を行い、優先交渉権獲得事業者（以下、「受託候補者」）を選定するため、必要な事項を定めたものです。

2. 目的

学校給食の質の維持、かつ安心・安全で安定的な提供、さらに食育等教育の一環としての学校給食の意義を理解し、優れた調理技術や確かな調理従事体制、衛生管理能力等を確保している事業者を、受託候補者として選考することを目的とします。

3. 業務概要

（1）業務名

八千代町立学校給食センター調理・配送業務

（2）対象施設

施設名	八千代町立学校給食センター
所在地	茨城県結城郡八千代町若 1 5 1 7 番地 9
建築年月	令和元年 8 月
建物構造	鉄骨造 2 階建
システム	完全ドライシステム
調理品目	1 献立（約 3 品／1 日）
配食校数	小学校 5 校／中学校 2 校
調理食数	約 1, 6 0 0 食／1 日
調理稼働日数	約 1 9 5 日／1 年

（3）業務内容

委託業務は以下のとおりとします。業務の詳細については、「八千代町立学校給食センター調理・配送業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとします。

- ①食材の検収業務
- ②調理業務
- ③配缶業務
- ④配送業務
- ⑤回収業務
- ⑥洗浄・消毒・保管業務
- ⑦施設、設備の清掃及び日常点検業務
- ⑧使用物品の管理及び簡易な修理業務
- ⑨配送車両の清掃及び日常点検業務

⑩残菜及び厨芥の集積、処分業務

⑪ボイラー運転、管理業務

⑪その他付帯する業務

※献立作成、食材の調達、給食費徴収、施設設備の基幹に係る保守等の業務は含みません。

(4) 受託事業者の選定方法

公募型プロポーザル（企画提案）方式による選定とします。

(5) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

(6) 提案限度額

205,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く3年間の総額）

※上記の金額は、契約金額の上限を示すものであり、この金額での契約を約束するものではなく、優先交渉者と協議の上決定するものである。

4. 応募事業者の条件等

(1) 資格要件

応募する事業者は、次に掲げる要件を全て満たす事業者とします。

①八千代町入札参加資格者名簿に登録されていること。

②法人格を有し、本業務委託を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

③これまでに茨城県内において1施設1日2,000食以上の学校給食センター方式の受託実績を有し、かつ現在も該当する施設での調理等業務契約を締結していること。

④茨城県内に本社又は事業所を有し、緊急時に概ね2時間以内に管理責任者が「八千代町立学校給食センター」に来所できる人的・動的体制があり、十分なサポート体制が確保できる者であること。

(2) 参加制限

次に掲げる者は、応募に参加することができません。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

②八千代町の指名停止措置を受けている者。

③破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てが行われた者。ただし、会社更生法に基づく更正手続き開始の決定を受けた者、又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定した者に限る。）を受けた者は、この限りではない。

④国及び地方税を滞納している者。

- ⑤過去5年以内に食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業止の処分を受けた者。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除く。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある者。

（3）応募資格の確認

応募事業者の確認は、提案書の提出日を基準とします。ただし、その後において備えるべき資格要件を欠く事態が生じた場合は失格とします。

（4）応募に関する留意事項

- ①応募事業者は、提案書の提出をもって実施要領等の記載内容を承諾したものとみなします。
- ②応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とします。
- ③応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とします。
- ④応募事業者から実施要領に基づいて提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、採用した提案書類等の著作権は、町に帰属するものとします。
- ⑤提出された書類については、変更できないものとし、またその理由に関わらず返却いたしません。
- ⑥町が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、町の下承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止します。
- ⑦提出書類提出日から事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は無効とします。
 - （ア）応募事業者が不渡手形、又は不渡小切手を出した場合
 - （イ）同一の応募事業者が複数の提案を行った場合
 - （ウ）同一事項に対し、二通り以上の書類が提出された場合
 - （エ）記載すべき事項の全部、又は一部が記載されていない場合
 - （オ）虚偽の内容が記載されている場合
 - （カ）審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - （キ）著しく信義に反する行為があった場合

（5）その他

- ①町が提出する資料、及び質問書への回答書は、本実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。
- ②本実施要領等に定めるもののほか、応募に当たっての必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知します。

③選考結果についての不服、及び異議申し立ては認めません。

5 応募手続

事業実施のスケジュールは、以下のとおりです。ただし、受付等は、午前9時から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行いません。

(1)実施要領等の公表	令和7年10月20日(月)～10月24日(金)
(2)現地見学会	令和7年10月28日(火)
(3)実施要領等に関する質問の受付	令和7年10月28日(火)～11月4日(火)
(4)質問の回答	令和7年11月7日(金)
(5)参加表明書、提案書類の提出期限	令和7年11月28日(金)
(6)プレゼンテーション、審査	令和7年12月17日(水)
審査結果通知	令和7年12月下旬
受託事業者の決定	令和7年12月下旬

(1) 実施要領等の公表

実施要領等の公表を次のとおり行います。

①公表方法 町ホームページへの掲載

(町ホームページ：<https://www.town.ibaraki-yachiyo.lg.jp>)

②公表期間 令和7年10月20日(月)～10月24日(金)

③公表資料

(ア)実施要領

(イ)仕様書

(ウ)様式集

(エ)その他資料(調理場平面図 他)

(2) 現地見学会

現地見学会を、次のとおり開催します。

①日 時 令和7年10月28日(火)

午後2時から(受付開始は午後1時30分)

②場 所 茨城県結城郡八千代町若1517番地9

八千代町立学校給食センター

③留意事項

(ア)説明会参加希望者は、令和7年10月24日(金)午後5時まで

に、法人名、参加者氏名及び参加人数を、八千代町立学校給食センターへEメールにて連絡してください。

Eメールアドレス：kyuushoku@town.ibaraki-yachiyo.lg.jp

(イ)参加人数は、1事業者につき3名までとします。

(ウ)説明会では、原則として実施要領等の配布はしないので、各自持参して下さい。

(エ)説明会及び現地見学会に不参加の事業者は、応募することはできません。

(オ)現地見学会に参加する場合は、参加者の細菌検査結果（直近2週間以内）の原本、又はコピーを持参すること。また、清潔な白衣・帽子・靴は各自用意すること。

※参加者が多数の場合は、別の期日を設けるなど調整することがあります。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

本実施要領等の内容に関する質問は、応募を予定する事業者が行うものとし、次のとおり受け付けます。

①質問書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、Eメールにより提出してください。

②Eメールアドレス：kyuushoku@town.ibaraki-yachiyo.lg.jp

③受付期間は、令和7年10月28日（火）～11月4日（火）午後5時まで。

(4) 質問の回答

質問の回答書は、令和7年11月7日（金）に町ホームページ上にて公表することとし、口頭等による個別対応は一切行わないものとします。また、無用な混乱を招くことが危惧されるときは、質問に回答しない場合があります。

(5) 参加表明書及び提案書類の提出

応募事業者は、次により提出してください。

①提出先 茨城県結城郡八千代町若1517番地9
八千代町立学校給食センター

②提出方法 持参のみ

③提出書類 (ア)参加表明書（様式第2号、様式第2号－1）正1部
(イ)提案書類（様式第3号～第10号）正1部・副6部

④提出期限 令和7年11月28日（金）
（土、日・祝日を除く午前9時から午後5時）

⑤留意事項

(ア)提案書はA4判・縦型・横書き・左綴じで作成し、複数ページにわたるものはページ番号を付してください。各様式のほか添付書類を含め、A4判フラットファイルに綴じ、表紙・背表紙に事業者名を表記して

ください。

(イ)事業者の概要については、沿革・組織等が表記されたPR用パンフレットでも可とします。

(ウ)提案書は、提案様式に準拠した書類で提出してください。

(エ)見積額が、「3(6)」を超える場合、又は異常に少額であるなど、本事業の適正な履行に支障があると判断した場合には、失格とする場合があります。

(オ)見積書に記載する委託料の金額は、消費税及び地方消費税を含めずに記載すること。

(カ)見積書を先頭に、人件費、保健衛生費、現場経費、管理費等、詳細な積算内訳書を(任意様式)を添付すること。

(キ)見積内容は、提案書等と同一のものとし、仕様書に基づき作成すること。

(ク)提出期限が過ぎた場合は、辞退したものとみなします。

(6) 参加辞退

参加表明書提出後、やむを得ず辞退をする場合は、参加辞退届(様式第11号)を提出すること。

6 審査及び結果

八千代町立学校給食センター調理・配送業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)等において、下記の審査方法に基づいて審査を行い、総合的に最も優れた事業者の選定を行います。

(1) 審査方法

①参加資格審査

担当部署は、参加申込書等により、この実施要領等に記載している応募事業者の、備えるべき要件を満たしていることを確認します。なお、資格不備の場合は失格とします。

②プレゼンテーション審査

(ア)手 法 企画提案書に沿ったプレゼンテーションとします。資料の追加は認めません。

(イ)所要時間 30分以内(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内)

(ウ)出席者数 3名以内(調理業務における総括責任者の出席が必須)

(エ)使用機器 プレゼンテーションにおいて、町で用意したプロジェクターを使用することができます。しかし、パソコンとの互換性により不具合が発生する場合がありますので、念のため企画提案者でもご用意するようお願いいたします。なお、スクリーン、ホワイトボードおよびマイクは

町で用意します。

(オ)そ の 他

- ・ 詳細については、別途通知します。
- ・ 審査を行う順番は、審査における書類の受付順とします。

(2) 評価基準

企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答の評価項目、判定基準並びに評価点については、下記のとおりとします。

No.	評価項目	判定基準	配点
1	企業理念	・ 学校給食に対する基本的な考え方 ・ 学校給食調理業務に取り組む意欲	5
2	業務実績	・ 学校給食調理・配送業務受託実績 (学校給食センター方式)	20
3	危機管理体制	・ 食中毒、異物混入等の防止策及び発生時の対処体制 ・ 生産物賠償責任保険（P L 保険）等の損害賠償制度の加入グレード ・ 災害時対応	15
4	業務実施体制	・ 配置人数、組織体制 ・ 業務責任者等の配置 ・ 配置者の資格、経験内容 ・ 地元採用計画 ・ 現在勤務している調理員のうち、雇用を希望する者に対する考え方、及び雇用条件 ・ 従事者の休暇等における代替者確保体制 ・ 配送時の安全運転対策 ・ 作業工程表、作業動線図	20
5	衛生管理体制	・ 事業者としての衛生管理の考え方 ・ 指導、検査体制 ・ 従事者の健康管理対策	20
6	教育・研修体制	・ 従事者に対する巡回指導及び研修計画	5
7	食育の充実・学校との交流企画	・ 食育の充実関連活動 ・ 学校等との交流企画	5
8	見積提案書	・ 見積提案額の内訳	10
合計点数			100

(3) 評価採点

各評価項目について、提案内容の優劣に応じてAからEまでの5段階評価を行う。評価項目の配点に対し、それぞれの評価に応じた係数を乗じた評点が得点となります。

評価		係数
A	非常に優れている	× 1. 0
B	優れている	× 0. 8
C	やや優れている	× 0. 6
D	一般的である	× 0. 4
E	熟度不足	× 0. 2

(小数点以下第2位を四捨五入)

(4) 審査及び選定に関する留意事項

- ①次のいずれかに該当する場合は、失格とする。また、場合によっては、指名停止措置を行うことがあります。
 - (ア)提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
 - (イ)虚偽の記載や、不正が認められた時。
 - (ウ)記載すべき事項の全部、一部が記載されていない場合または記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
 - (エ)審査の公平性に影響を与える場合があった場合。
 - (オ)本実施要領に違反すると認められた場合。
 - (カ)プレゼンテーション当日、正当な理由なく指定した時刻に遅れた場合。
 - (キ)不正な手段を用いて本事業を誹謗し、または事業の公正な執行を妨げた場合。
 - (ク)本町が提示した提案限度額を超える見積書を提出した場合。
 - (ケ)応募を予定する事業者および提案者が、審査員、関係町職員と本件提案についての接触（公募説明会、公募に関する質問等、正当な行為を除く）の事実が認められた場合。
 - (コ)その他、本プロポーザルに関して、不適切な行為があった場合。
- ②提出された企画提案に係る書類の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。
 なお、第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した参加者に帰すものとする。
- ③提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ④提出された参加表明、および企画提案にかかる書類は返却しない。なお、審査以外の目的で無断使用はしません。
- ⑤このプロポーザル手続きにおいて、本町が配付した書類や資料等を他の目的で使用しないこと。

(5) 審査結果の通知

- ①審査結果は、提案者に文書で通知します。電話等による問い合わせには応

じません。

②審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

(6) 優先交渉権者の決定

町は、審査委員会の審査結果を踏まえて、評価点が最も高い応募事業者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行います。優先交渉権者が契約を締結しない場合は、評価点の高い応募事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した応募事業者と随意契約を実施します。

7 委託条件

(1) 遵守法令等

①学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令、その他の関連法規等。

②学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）、その他の関連要綱等。

(2) 責任分担

種 類	内 容	責任者	
		町	事業者
業務の中止・延期	町の指示によるもの	○	
	災害等不可抗力によるもの	○	
	事業者の業務放棄・破綻等		○
運営費の変動	業務増加以外の要因による運営費用の増大		○
税率等の変更	消費税率等が変更された場合	○	
損害賠償	第三者に損害・賠償を与えた場合		○
調理事故・異物混入	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
施設設備の補修	事業者の責めに帰すべき事由による場合及び簡易な補修等		○
	上記以外	○	
業務の実施水準	仕様書で定める水準に不適合である場合		○

8 業務実施

受託事業者は、業務の継続が困難になった場合又はその懸念が生じた場合は、速やかに町に報告するものとし、その場合の措置は次のとおりとします。

(1) 事業者の債務不履行の場合

事業者の責めに帰すべき事由により、債務不履行又はその懸念が生じた場合は、町は事業者へ期限を付して修復策の実施を求め、事業者が修復できなかった場合には、町は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を求めます。

(2) 町の債務不履行の場合

町の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合、事業者は契約を解除することができます。事業者が契約を解除した場合には、町に対しこれにより生じた損害賠償を求めることができます。

(3) 不可抗力等による場合

不可抗力その他、町及び事業者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難と判断される場合には、町は契約を解除できるものとします。

9 その他

- (1) 受託者は、新規社員等を採用するにあたり、八千代町内在住者を積極的に雇用するように努めること。同様に、現在勤務する調理員が雇用を希望した場合も積極的に雇用するように努めること。
- (2) 業務の引継ぎについて、受託者は契約日から令和8年3月31日までを準備期間として研修等を行うものとし、その経費負担は光熱水費を除き原則受託者の負担とする。なお、令和8年4月1日から業務開始とする。
- (3) 原状回復について、受託事業が終了するときは、当該施設及び設備を速やかに現状に回復するものとする。
- (4) 個人情報の取り扱いについて、受託者は八千代町個人情報保護条例（平成17年条例第1号）を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講じなければならない。
- (5) 立入検査、調査及び巡回指導等への協力について、教育委員会・学校及び保健所等の検査機関による立入検査、教育委員会等による施設・設備及び備品等の点検・調査及び必要に応じて行う検査や調査には、速やかに応じることとする。
- (6) この要領に定めのない事項については、別途協議して定めるものとする。

10 問い合わせ先

本要領に関する担当は下記のとおりです。

担 当 部 署	〒300-3544 茨城県結城郡八千代町大字若1517番地9 八千代町立学校給食センター
電 話 番 号	0296-48-1149
F A X 番 号	0296-48-3488
E メールアドレス	kyuushoku@town.ibaraki-yachiyo.lg.jp